

(1) 障害者差別解消法

■ 内容

障がい（しょうがい）を理由（りゆう）とする差別（さべつ）をなくしていくことで、障がいのある人もない人も、分け隔（へだ）てられることなく、お互（たが）いに人格（じんかく）と個性（こせい）を尊重（そんちょう）しながら共に（とも）生きる社会（しゃかい）をつくることを目指（めざ）し、平成（へいせい）28年（ねん）4月（がつ）に「障害（しょうがい）を理由（りゆう）とする差別（さべつ）の解消（かいしょう）の推進（すいしん）に関する法律（ほうりつ）（障害者差別解消法（しょうがいしゃさべつかいしょうほう））」が施行（せこう）されました。

なお、南丹市（なんたんし）では「南丹市（なんたんし）ガイドライン（ガイドライン）」を策定（さくてい）しています。

■ 障害を理由とする差別の禁止

(1) 不当な差別的取り扱（ふとう さべつてき と あつか）いの禁止（きんし）

障がい（しょうがい）を理由（りゆう）として、正当（せいとう）な理由（りゆう）なく、サービス（サービス）の提供（ていきょう）を拒否（きよひ）したり、制限（せいげん）したり、条件（じょうけん）を付けたりしてはいけません。（行政機関（ぎょうせいきかん）・民間事業者（みんかんじぎょうしゃ）ともに禁止（きんし））

(2) 合理的配慮（ごうりてきはりよ ていきょう）の提供（ていきょう）

障がい（しょうがい）のある人（ひと）から何（なん）らかの配慮（はいりよ）を求め（もと）られた場合（ばあい）には、負担（ふたん）になり過ぎ（すぎ）ない範囲（はんい）で、社会的障壁（しゃかいてきしょうへき）を取り除（と）くために必要（ひつよう）で「合理的な配慮（ごうりてき はいりよ）」を行（おこな）うことが求め（もと）られます。

令和（れいわ）3年（ねん）に改正（かいせい）された「障害者差別解消法（しょうがいしゃさべつかいしょうほう）」が令和（れいわ）6年（ねん）4月（がつ）1日（にち）から施行（しこう）されたことにより、行政機関（ぎょうせいきかん）に加（くわ）えて民間事業者（みんかんじぎょうしゃ）（※）にも義務（ぎむ）化（か）されました。

※民間事業者（みんかんじぎょうしゃ）には、個人事業主（こじんじぎょうぬし）やボランティア活動（かつどう）をするグループ（グループ）も含ま（ふく）れます。

■ 担当窓口

（障害者差別解消法（しょうがいしゃさべつかいしょうほう）に関する（かん）こと）

内閣府政策統括官（ないかくふせいさくとうかつかん）（政策調整担当（せいさくちょうせいたんとう）） 付障害者施策担当（つきしょうがいしゃせさくたんとう）
でんわ
電話（でんわ）：03-5253-2111/FAX：03-3581-0902



（南丹市（なんたんし）障害者差別解消法（しょうがいしゃさべつかいしょうほう）ガイドライン（ガイドライン）に関する（かん）こと）

南丹市社会福祉課（なんたんししゃかいふくしか） でんわ
電話（でんわ）：0771-68-0007/FAX：0771-68-1166



(2) 障害者虐待防止法

■ 内容

国、地方公共団体、障害者福祉施設等従事者及び障がい者を雇用する事業主などに障害者虐待の防止のための責務を課するとともに、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した方に通報の義務を課するため、平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されました。

障がいのある人が養護者や福祉施設等の職員、会社の事業主などに虐待されていることに気付いた方は、下記担当窓口へ通報をお願いします。

■ 法が定義する障害者虐待とは

①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待の3つを指します。

■ 法が定義する障害者虐待の類型

①身体的虐待、②放棄・放置、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つがあります。

■ 担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007/FAX：0771-68-1166
京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター
電話：075-414-4607/FAX：075-414-4597



※京都府ホームページへのリンク